

令和2年6月改

預かり保育等の請求の手続きについて

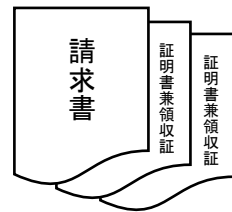
請求の手続き

認定を受けた保護者が、預かり保育や認可外保育施設の利用料をいったん施設にお支払いし、**保護者から奈良市に請求する必要があります。**

提出書類

①「請求書」と②「証明書兼領収証」をご利用の子ども・月ごとに提出します。

提出書類	記入	書類の内容・チェック
①請求書	保護者本人	請求書の書き方は「請求書記入例」および「給付額の計算方法」を参照してください。
②証明書兼領収証	利用した施設	利用した回数分の証明書兼領収証があることを確認してください。



提出先

「請求書」・「証明書兼領収証」は、奈良市または預かり保育をご利用の園まで提出してください。

※奈良市（保育所・幼稚園課）への提出は、郵送か窓口への提出となります。
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

「奈良市役所保育所・幼稚園課行（無償化請求書在中）」とご記入ください。

スケジュール

利用月	申請期間※	振込予定
4～6月	7月下旬	9月下旬
7～9月	10月下旬	12月下旬
10～12月	1月下旬	3月下旬
1～3月	4月下旬	6月下旬

※ 申請期間の詳細はホームページに掲載します。

※ 利用月の申請期間が過ぎた場合、次の申請期間に提出してください（給付の請求権は2年間です）。

問い合わせ

預かり保育等の請求については、下記までお問い合わせください。

奈良市役所保育所・幼稚園課

電話：0742-34-5086（「無償化の給付について」とお声かけください）

Email：hoikusho-youchien@city.nara.lg.jp

奈良市子育て@なら「幼児教育・
保育の無償化について」



給付額の計算方法

給付額の計算

ステップ1 預かり保育の給付額(c)を計算します。預かり保育の給付額(c)は施設に支払った金額(a)・対象額(b)を比較して低い方の金額です。

施設に支払った金額(a)	施設が発行する「証明証兼領収証」の「特定子ども・子育て支援利用料の領収金額」です。
対象額(b)	利用日数×450円

ステップ2 預かり保育の給付額(c)と認可外保育施設等に支払った金額(d)を合算します。

※認可外保育施設等を利用しない場合は合算しません。

ステップ3 合算した金額と給付限度額(★)を比較して低い額が給付額です。

給付限度額(★)・・・月額11,300円(満3歳児の住民税非課税世帯等は16,300円)

【計算例】

(ケース1) ※記入例では令和元年10月

認定を受けた保護者(3~5歳児)が在籍園の預かり保育を15日利用して9,000円、認可外保育施設等を利用して5,000円を支払った場合

ステップ1 (a)9,000円、(b)450円×15日=6,750円を比較して、預かり保育の給付額は6,750円

ステップ2 (c)6,750円+(d)5,000円=11,750円

ステップ3 11,750円と給付限度額(★)11,300円を比較して、給付額(請求額)は11,300円

(ケース2) ※記入例では令和元年11月

認定を受けた保護者(3~5歳児)が在籍園の預かり保育を20日利用して8,000円、認可外保育施設等を利用して2,000円を支払った場合

ステップ1 (a)8,000円、(b)450円×20日=9,000円を比較して、預かり保育の給付額は8,000円

ステップ2 (c)8,000円+(d)2,000円=10,000円

ステップ3 10,000円と給付限度額(★)11,300円を比較して、給付額(請求額)は10,000円

【請求書の記入例】

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※4	請求額 ※4 (「c+d」か月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a)	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
令和元年 10月	9,000円	15日	6,750円	6,750円	5,000円	11,300円
令和元年 11月	8,000円	20日	9,000円	8,000円	2,000円	10,000円

例外的な対応

(市町村間を転出・転入する場合)
(月の途中で認定期間が開始・終了する場合)

該当しない方は、参照は不要です。
計算方法が不明な場合は、お問い合わせください。

月途中の転入・転出や認定期間の開始・終了がある場合は、下記のとおり例外的な対応が必要です。

施設に支払った金額(a)(d)	日額の場合：奈良市に在住中に支払った金額を記入します。 月額の場合：奈良市の在住日数÷その月の日数で日割り計算します。
対象額(b)	奈良市で認定を受けている期間の費用に限ります。
給付限度額(★)	奈良市の在住日数÷その月の日数で日割り計算します。

【計算例(ケース3)】

奈良市から〇〇市へ転出。預かり保育は月額9,000円、認可外は月額5,000円を施設に支払い。12月10日までは奈良市に在住(認定あり)し、預かり保育を5日利用、認可外保育を利用。12月11日以降は〇〇市に在住(認定あり)し、預かり保育を10日利用、認可外保育を利用。

請求先	預かり保育				認可外保育施設		給付限度額(★)	請求額
	支払った金額(a)	利用日数	対象額(b) 450円×日数	給付額(c)	支払った額(d)			
奈良市	2,900円	5日	2,250円	2,250円	1,610円	3,640円	3,640円	
〇〇市(参考)	6,090円	10日	4,500円	4,500円	3,380円	7,650円	7,650円	

※預かり保育・支払った金額(a)の日割り計算：9,000円×10日÷31日≒2,900円(10円未満切捨)

認可外保育・支払った金額(d)の日割り計算：5,000円×10日÷31日≒1,610円(10円未満切捨)

給付限度額(★)の日割り計算：11,300円×10日÷31日≒3,640円(10円未満切捨)